一六七　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件　日号外　五　四　二二

一六八　外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件　特12　五　四　六

一六九　ガス事業法施行規則第百八条第九号の規定に基づく金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管及び強化ガスホースの規格並びに燃焼器とガス栓との接続方法の一部を改正する告示　特12　五　四　六

一七〇　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の一部を改正する件　七　四　五

一七一　中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件　一五　七　四

一七二　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　一八　四　六

一七三　外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件　二一　五　六

一七四　重要送電設備等の指定に関する規程第三条第五項の規定に基づき重要送電設備等を指定する件　二二　五　六

一七五　航空機工業振興法第三条第一項に規定する開発事業者に対する国際共同開発に関する基本的な指針を改める件　二五　三　六

一七六　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　二九　七　七

一七七　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件　二九　七　七

一七八　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件　二九　七　七

一七九―一八一　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件　二九　七　七

〇国土交通省

七八一　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　一　七　七

七八二　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　一　七　七

七八三　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件　一　七　七

七八四　砂防法第二条の土地を指定する件　四　五　五

七八五　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　四　五　五

七八六　測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件　四　五　五

七八七　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件　四　五　五

七八八　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　三　四　四

七八九―八〇〇四　自動車の型式を指定した件　四　五　五

八〇〇六　自動車の型式についての指定を取り消した件　四　五　五

八〇七―八一三　指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件　三　四　四

八一四―八一七　自動車の装置の型式についての指定を取り消した件　五　六　六

八一八―八二一　小型特殊自動車の型式を認定した件　六　七　七

八二二　外国人建設就労者受入事業に関する告示　一　八　八

八二三　砂防法第二条の土地を指定する件　一三　一四　一四

八二四　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一四　一四　一四

八二五　運輸審議会から答申があった件　一四　一四　一四

八二六―八四六　自動車の装置の型式を指定した件　一四　一四　一四

八四七　利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件　一八　一四　一四

八四八　登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　一九　一四　一四

八四九　直轄砂防工事を施行する件　二〇　一四　一四

八五〇　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二〇　一四　一四

八五一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第一項の規定に基づき船級協会を登録した件　二〇　一四　一四

八五二　都市計画に関する件　二一　一四　一四

八五三　枕崎ヘリポートの供用開始の件　二一　一四　一四

八五四　福江空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二一　一四　一四

八五五―八五八　登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　二二　一四　一四